

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 職業安定部

1. 「ユースエール認定企業5年継続式典」を開催します。

担当：職業安定課 関 電話：024-529-5396

●「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度（ユースエール認定制度）」については、平成27年10月1日より施行されており、認定を受けた企業が認定を継続するためには、

「直近3事業年度における新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下」

「前事業年度における正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下」

「前事業年度における正社員の有給休暇の年平均取得日数が10日以上または年平均取得率が70%以上」

などの厳しい基準適合の確認を毎年受ける必要があります。

●福島労働局では独自の取組として、基準適合に基づき、継続して若者の採用・育成や雇用管理の改善に取り組まれている企業に対し、「ユースエール認定企業5年継続式典」を開催することとします。

●交付式日時 令和7年3月13日（木）14：00予定

●会場 福島第二地方合同庁舎 福島労働局3階会議室

●認定企業

- 株式会社 兼子組（建設業）
所在地 白河市中山南5-50
従業員(常用労働者)数62名
【認定年月日 平成30年12月17日】
- 中根精工 株式会社（輸送用機械器具製造業）
所在地 石川郡玉川村大字南須釜字石川坂25
従業員(常用労働者)数50名
【認定年月日 平成31年3月22日】

I イベント・行事

2 雇用環境・均等室

1. 『第42回 福島地方労働審議会』の開催

担当：雇用環境・均等室 阿久津 電話：024-536-2777

令和7年度における福島労働局行政運営方針（案）について労働者・使用者・公益を代表する委員により、以下のとおり、審議されます。

- 1 開催日時
令和7年3月10日（月）14:00～16:00
- 2 開催場所
ラコパふくしま（福島市仲間町4-8）
- 3 審議事項
令和7年度福島労働局行政運営方針（案）について

2. 「えるぼし認定」認定通知書交付式を開催します。

担当：雇用環境・均等室 後藤 電話：024-536-4609

福島労働局は下記企業から申請を受けた「女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定」について審査した結果、5つ全ての認定基準を満たしていることから「第3段階」に認定しました。

認定通知書交付式を下記日程により開催します。

○えるぼし認定企業

企業名	所在地	認定年月日
社会保険労務士法人みどり人事サポート	郡山市	令和7年2月14日

○認定通知書交付式

日時 令和7年3月19日（水）午後2時
会場 福島第二地方合同庁舎1階会議室（福島市花園町5-46）



1 職業安定部

1. 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」及び「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令」の施行（令和7年4月1日施行）

担当：職業安定課 雇用保険係 電話：024-529-5389

資料No.2

第213回通常国会において成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）及び「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第144号）が令和7年4月1日から施行されることに伴い、「出生後休業支援給付金」及び「育児時短就業給付金」の支給申請が開始されることとなります。

<厚生労働省ホームページ>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135090_00001.html



1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 加藤 電話：024-536-4603

令和6年（令和7年1月末現在）の災害発生状況を取りまとめました。

業種別	年別	令和6年		令和5年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		2456	11	2711	21	-255	-9.4
製造業		420	1	432	5	-12	-2.8
鉱業		4	0	5	0	-1	-20
建設業		310	6	351	7	-41	-11.7
運輸交通業		276	1	218	4	58	26.6
貨物取扱業		19	0	12	0	7	58.3
農林業		60	1	60	1	1	1.7
畜産・水産業		19	0	18	0	1	5.6
上記以外の事業小計		1348	2	1615	4	-268	-16.6
商業		321	1	327	1	-6	-1.8
金融広告業		14	0	11	0	3	27.3
保健衛生業		674	0	858	0	-184	-21.4
接客娯楽業		122	0	145	0	-23	-15.9
清掃・と畜業		114	1	106	0	7	6.5
上記以外の事業		103	0	168	3	-65	-38.7

1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 加藤 電話：024-536-4603

令和6年（令和7年1月末現在）の災害発生状況を取りまとめました。

(新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値)

業種別	年別	令和6年		令和5年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		2015	11	2039	21	-24	-1.2
製造業		419	1	432	5	-13	-3
鉱業		4	0	5	0	-1	-20
建設業		310	6	329	7	-19	-5.8
運輸交通業		273	1	218	4	55	25.2
貨物取扱業		19	0	12	0	7	58.3
農林業		60	1	60	1	0	0
畜産・水産業		19	0	18	0	1	5.6
上記以外の事業小計		911	2	965	4	-54	-5.6
商業		321	1	324	1	-3	-0.9
金融広告業		14	0	11	0	3	27.3
保健衛生業		241	0	231	0	10	4.3
接客娯楽業		122	0	145	0	-23	-15.9
清掃・と畜業		114	1	93	0	21	22.6
上記以外の事業		99	0	161	3	-62	-38.5

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 加藤 電話：024-536-4603

令和7年（1月）の災害発生状況を取りまとめました。

業種別	年別	令和7年		令和6年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		113	0	105	1	8	7.6
製造業		26	0	27	0	-1	-3.7
鉱業		2	0	0	0	2	
建設業		15	0	13	1	2	15.4
運輸交通業		21	0	24	0	-3	-12.5
貨物取扱業		0	0	0	0	0	
農林業		3	0	2	0	1	50
畜産・水産業		2	0	1	0	1	100
上記以外の事業小計		44	0	38	0	6	15.8
商業		15	0	13	0	2	15.4
金融広告業		0	0	0	0	0	
保健衛生業		11	0	11	0	0	0
接客娯楽業		8	0	4	0	4	100
清掃・と畜業		6	0	6	0	0	0
上記以外の事業		4	0	4	0	0	0

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

(注) 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

2 職業安定部

令和7年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況について公表します。

担当：職業安定課 関 電話：024-529-5396

資料No.3

令和7年1月末現在の状況をとりました。

1	就職内定率	96.2%	(前年同月比	0.2ポイントの減)
2	就職内定者数	3,181人	(同	2.4%の減)
3	就職未内定者数	125人	(同	3.3%の増)
4	求人数	9,327人	(同	0.3%の減)
5	県内受理求人 への就職割合	68.8%	(同	2.3ポイントの減)



担当	福島労働局労働基準部健康安全課
	課長 田中 暁雄
	労働衛生専門官 三瓶 詔宏
	電話 024-536-4603 (直通)

硫化水素中毒防止対策の徹底について要請

～温泉関係施設において死亡労働災害が発生～

令和7年2月17日に福島県内の温泉関係施設において発生した硫化水素中毒が原因と考えられる死亡労働災害に関し、福島労働局（局長 井口 真嘉）は令和7年2月21日、文書により、温泉旅館の事業者などで構成される福島県温泉協会及び福島県旅館ホテル生活衛生同業組合に対して、硫化水素中毒防止対策の徹底について会員の事業者へ周知するよう要請しました。

これまでも全国の温泉関連施設などにおいて別添のような災害が発生しており、同様の作業を行う事業者には、下記の事項に留意して労働者の安全を確保することが求められます。

○事業者が実施する事項

- 事業者は、硫黄泉等の硫化水素を含む温泉の温泉関係施設において、温泉の貯湯タンク内の清掃や、源泉からの送湯管内の空気抜き作業等、高濃度の硫化水素が生じるおそれがある場所における作業を行うに当たっては、以下の事項を行うこと。
 - 作業を行う前に作業場所の硫化水素濃度を測定し、その濃度が10ppmを超える場合は、10ppm以下になるよう換気すること。換気を行うことが困難である場合は、労働者に呼吸用保護具を使用させること。
なお、硫化水素濃度を測定する際には、高濃度の硫化水素が発生している可能性もあるため、保護具を着用した上で測定する、離れた場所から測定器を近づける等、十分に注意すること。
 - 作業が終了するまでの間は、硫化水素濃度が10ppm以下になるよう換気を行うこと。
 - 硫化水素濃度が10ppmを超える場所で作業を行わせる場合は、労働者に呼吸用保護具を使用させることはもとより、作業員以外が立ち入ることがないように、立入禁止の表示を見やすい箇所に行い、関係者以外の立入を禁止すること。
 - 積雪の多い地域については、積雪により換気が妨げられることのないよう十分留意すること。
- 事業者は、事前に作業の手順及び緊急時の救助方法等について作業標準を定め、関係労働者に教育すること。

近年における温泉施設での硫化水素中毒の事例

災害発生場所	被災労働者数 (人)		災害概要
	死亡	休業	
源泉付近の送湯管のバルブ周辺	3	0	送湯管のバルブから空気を抜く作業を行っていたところ、送湯管から放出された硫化水素を吸い込み死亡したと思われる。
湯の花製造のための貯湯タンク内	0	1	貯湯タンク内の清掃作業を行っていたところ、異臭を感じ意識を消失し、被災したものの。
温泉水と温泉沈殿物を分離するタンク内	2	0	タンク内で温泉沈殿物を除去する作業中、温泉水と沈殿物を攪拌したことによって放出された硫化水素を吸い込み死亡したものの。
温泉貯湯タンク内部	2	0	貯湯タンク内部の温泉沈殿物の水洗作業中に、貯湯タンク内部の硫化水素を吸い込み死亡したものの。
温泉貯湯タンク上部	0	1	貯湯タンク内にある、湯の花をそぎ落とすための固体状の物質を回収するため、タンク上部の蓋を開け、回収作業を行っていたところ、何らかの原因で発生した硫化水素を吸い込み被災したものの。
温泉施設近くの雪のくぼ地	0	2	温泉施設付近にあった雪のくぼ地に落ちた観光客を救出するため、救出作業にあたった労働者が、くぼ地に溜まった硫化水素を吸い込み被災したものの。
温泉槽の内部	0	3	温泉槽の清掃のため、梯子を使ってタンク内の一番下まで降りたが、タンクが暑いため戻る途中で梯子を踏み外して落下した。気分が悪く助けを求めたが、内部に助けに入った作業員 1 名と、タンクの開口部で送風機を持ち内部に送風していた作業員 1 名も気分が悪くなり救急搬送されたもの。
温泉施設近くの雪上	0	1	火山において、温泉供給のための機械の設置や除雪作業を行っていたところ、硫化水素を含む火山ガスを吸い込み被災したものの。
温泉用ポンプの周辺	0	1	被災者は温泉用ポンプの保守管理業務に従事していた。業務終了後に吐き気等の自覚症状があり、救急車で搬送されたところ、硫化水素中毒と診断を受けた。
温泉用給水タンクの内部	0	1	温泉の給水タンク補修のためタンク内へ入ったところ、泉源から発生した硫化水素が排水管からタンクへ逆流し滞留していたため硫化水素に暴露し、休業したものの。

3 配偶者の育児休業を要件としない場合

子の出生日の翌日において、次の1～7のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、必ずいずれかの事由(主に4, 5, 6のいずれか)に該当することとなりますので、配偶者(母親)の育児休業取得の有無は要件になりません。

1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含まれます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りません。

2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

4. 配偶者が無業者

5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

6. 配偶者が産後休業中

7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合(育児休業給付の受給資格がない場合など)が該当します。なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含まれません。

4 支給申請手続

- 出生後休業支援給付金の支給申請は、原則として、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給申請と併せて、同一の支給申請書を用いて行っていただくこととなります。
- 出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請後に、出生後休業支援給付金の支給申請を別途行うことも可能ですが、その場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給された後に申請してください。

出生後休業支援給付金の支給要件を満たす場合は、支給申請書にある次の ① ② ③ の項目のいずれか一つを記入してください。(複数記載は不可)

① 「配偶者の被保険者番号」欄

- ✓ 配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の被保険者番号」欄を記入してください。ハローワークにおいて、記入された番号における出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給日数が要件を満たしているかの確認を行います。
- ✓ 配偶者が出産してる場合は、配偶者が一定の期間(注)に育児休業をすることはありませんので、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することはなく、「配偶者の状態」欄に記載いただくこととなります。

② 「配偶者の育児休業開始年月日」欄

- ✓ 配偶者が公務員(雇用保険被保険者である場合を除く。)であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の育児休業開始年月日」欄を記入してください。この場合、育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写しや共済組合からの給付金の支給決定通知書の写しなど配偶者が一定の期間(注)に14日以上の育児休業の取得していることが確認できる書類を添付してください。
- ✓ 「配偶者の被保険者番号」欄と同様、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することとはなく、「配偶者の状態」欄に記載いただくこととなります。

③ 「配偶者の状態」欄

- ✓ 子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当する場合は、「配偶者の状態」欄に該当する番号を記入してください。この場合、配偶者の状態を確認できる書類を添付してください。必要な書類についてはパンフレット「育児休業等給付の内容と支給申請手続」にてご確認ください。

(注)一定の期間とは、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

被保険者、事業主の皆さまへ

2025年4月から 「育児時短就業給付金」を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務(以下「育児時短就業」という。)した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方(受給資格・支給要件)

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者^(注1)であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて^(注2)、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間^(注3)が12か月あること

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者^(注1)である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

2 支給額・支給率

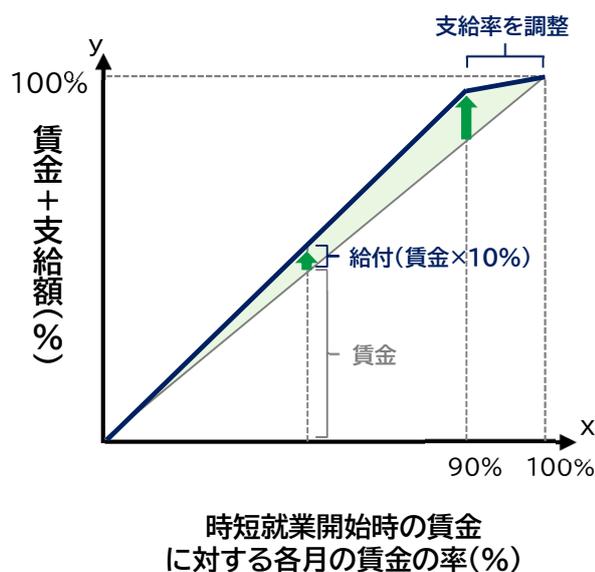
原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準^(注4)を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額^(注5)を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 支給対象月(裏面参照)に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準^(注4)と比べて低下していないとき
- ② 支給対象月(裏面参照)に支払われた賃金額が支給限度額^(注5)以上であるとき
- ③ 支給額が最低限度額^(注6)以下であるとき

支給額のイメージ

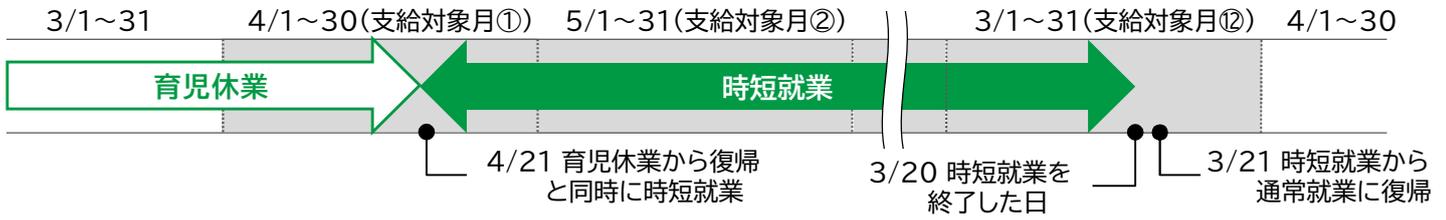


(裏面もご覧ください)

3 支給を受けることができる期間(支給対象期間)

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月(以下「支給対象月」という。)について支給します。

<支給対象月の例>



ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日^(注7)の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日^(注8)の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

4 申請手続きに関する注意事項

- 育児時短就業給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認及び支給申請を行う必要があります。育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認と初回の支給申請を同時に行うことも可能です。
- 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き^(注2)、同一の子について育児時短就業を開始した場合は、育児時短就業開始時賃金の届出は不要です。
- 支給申請は、原則として2か月ごとに(2つの支給対象月について)行うようにしてください。
- 被保険者が希望する場合は、被保険者の方が自ら支給申請を行うことや1か月ごとに支給申請を行うことも可能です。

5 経過措置(2025年4月以前から時短就業をされている方)

- 2025年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短就業に相当する時短就業を行っている場合は、2025年4月1日から育児時短就業を開始したものとみなして、上記1②の要件や2①の育児時短就業前の賃金水準を確認し、要件を満たす場合は、2025年4月1日以降の各月を支給対象月として支給します。

(注1) 雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

(注2) 育児時短就業に係る子について育児休業給付の支給を受けていた場合であって、当該育児休業給付に係る育児休業期間の末日の翌日(復職日)から起算して、育児時短就業を開始した日の前日までの期間が14日以内のときをいいます。

(注3) 賃金支払基礎日数が11日以上ある(ない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間が80時間以上ある)完全月。

(注4) 原則として育児時短就業開始前6か月に支払われた賃金(臨時に支払われる賃金と3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く)の総額を180で除して得た額(2025年7月31日までは、上限額:15,690円、下限額:2,869円。以後毎年8月1日に改定予定。)に30を乗じた額をいいます。ただし、育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き育児時短就業を開始した場合は、育児休業給付の支給に用いた賃金月額をいいます。

(注5) 「支給限度額」:459,000円(2025年7月31日までの額。以後毎年8月1日に改定予定。)

(注6) 「最低限度額」:2,295円(2025年7月31日までの額。以後毎年8月1日に改定予定。)

(注7) 「子が2歳に達する日」とは、2歳の誕生日の前日をいいます。

(注8) 同じ月において、子Aの育児時短就業を終了し、別の子Bについて育児時短就業を開始した場合、その月は別の子Bの育児時短就業の支給対象期間となり、子Aの育児時短就業は前月までが支給対象期間となります。

令和7年3月4日

【照会先】

福島労働局職業安定部職業安定課
課長 管家 孝弘
課長補佐 有馬 正博
地方職業指導官 関 浩二
電話 024-529-5396 (直通)



福島労働局職業安定部・ハローワーク
公式マスコットキャラクター「福まる」

報道関係者 各位

令和7年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況

【令和7年1月末現在】

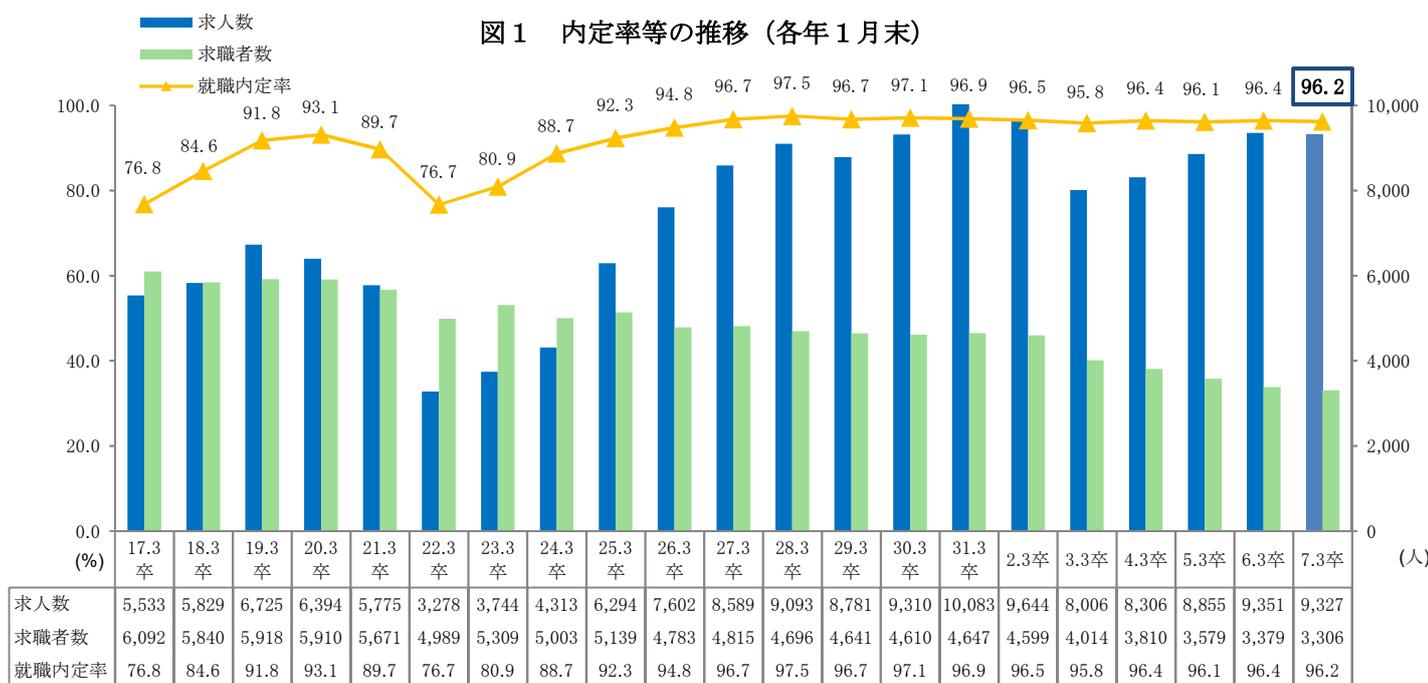
福島労働局（局長 井口 真嘉）は、令和7年3月に高等学校を卒業する生徒について、令和7年1月末現在における職業紹介状況を取りまとめました。

【概要】

- 1 就職内定率 96.2%（前年同月比 0.2ポイントの減）【図1：別表1】
- 2 就職内定者数 3,181人（同 2.4%の減）【別表1】
- 3 就職未内定者数 125人（同 3.3%の増）【別表1】
- 4 求人数 9,327人（同 0.3%の減）【図2：別表1】
- 5 県内受理求人への就職割合 68.8%（同 2.3ポイントの減）【図4：別表1】

注 本データは福島労働局管内における学校・ハローワークの紹介を希望する生徒の状況を取りまとめたものです。

図1 内定率等の推移（各年1月末）



《参考資料》

- 別表1 「新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移(1月末現在)」
- 別表2 「新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況(1月末現在)」
- 別表3 「新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況」
- 別表4 「新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況(1月末現在)」
- 別表5 「新規学校卒業者の安定所別職業紹介状況(1月末現在)」

図2 求人受理状況の推移

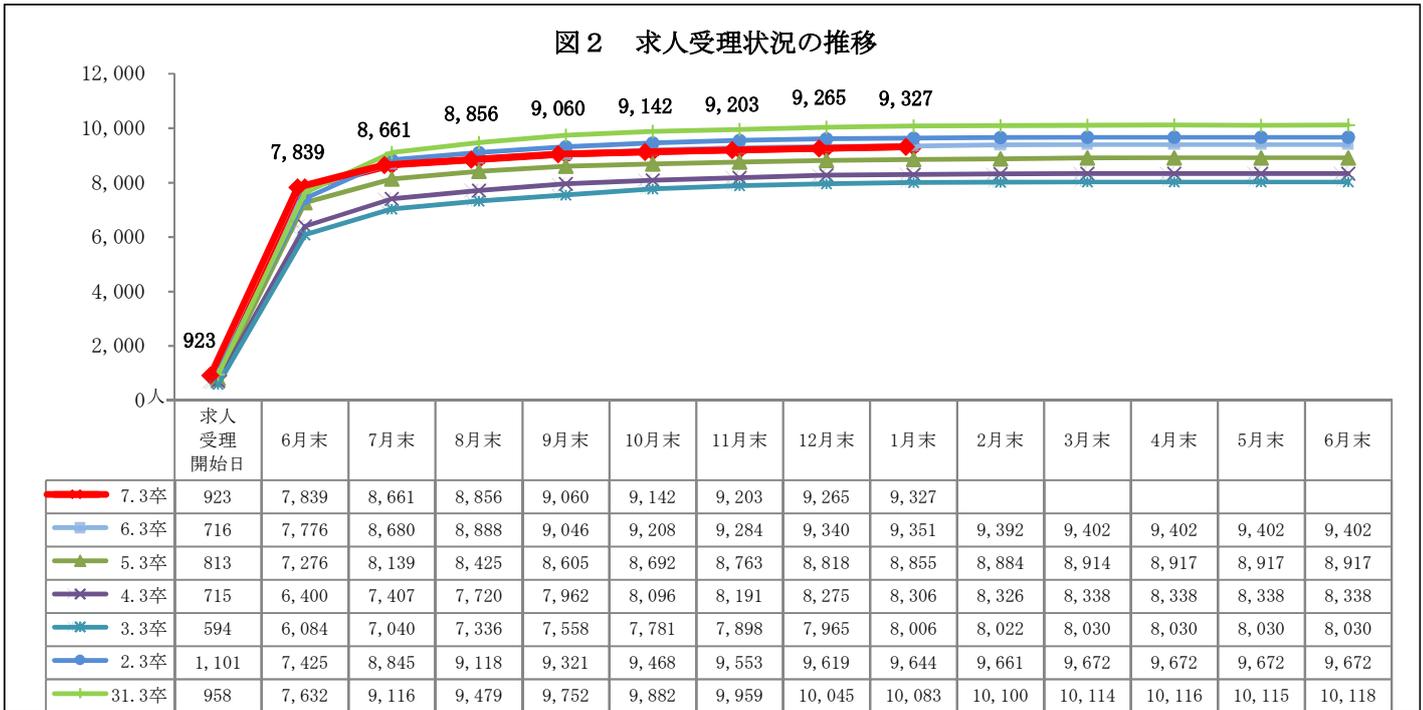
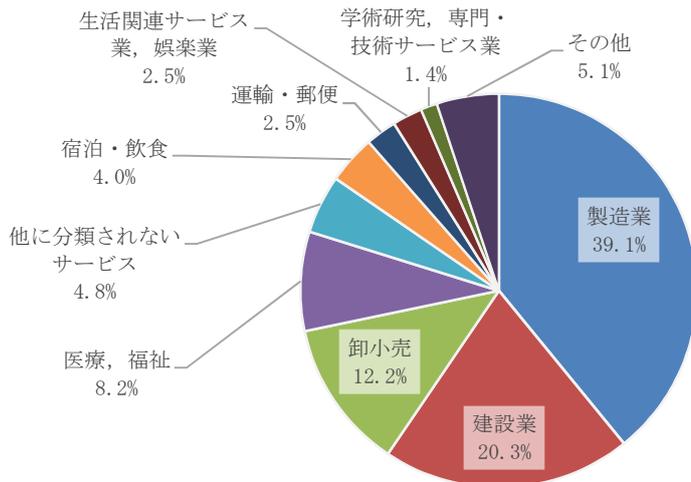


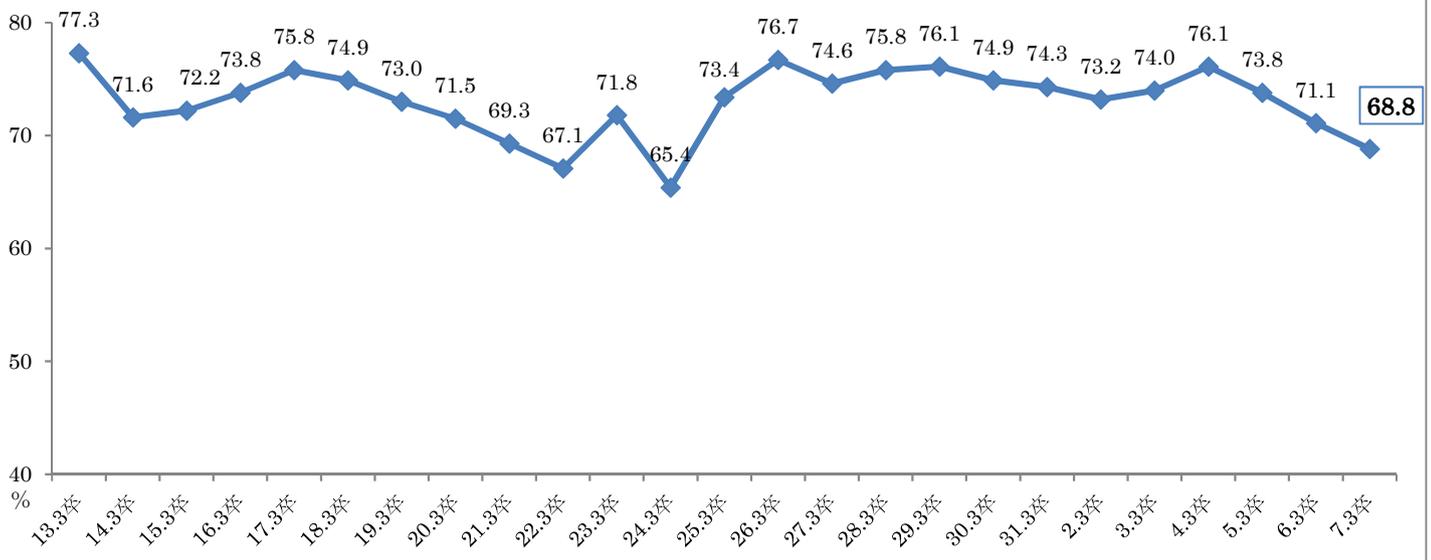
図3 1月末求人人数9,327人の産業別内訳



前年同月との比較(数字は今年度の求人数)

- *製造業..... 3,651人(△76人)
- *建設業..... 1,894人(+29人)
- *卸小売..... 1,141人(+44人)
- *医療・福祉..... 761人(+6人)
- *他に分類されないサービス..... 448人(△26人)
- *宿泊・飲食..... 370人(+12人)
- *運輸・郵便..... 235人(△8人)
- *生活関連サービス・娯楽業..... 229人(△15人)
- *学術研究、専門・技術サービス業..... 126人(△8人)
- *その他..... 472人(+18人)

図4 県内受理事求人への就職割合の推移(各年1月末現在)



別表1

新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移

厚生労働省福島労働局職業安定部

		28.3卒	29.3卒	30.3卒	31.3卒	令和 2.3卒	3.3卒	4.3卒	5.3卒	6.3卒	7.3卒	対 6.3卒比 (%、P)
卒業予定者数 (a)		18,279	18,586	17,867	17,802	17,491	16,780	16,395	15,677	15,044	14,852	▲ 1.3
求職者数	計 (b)	4,696	4,641	4,610	4,647	4,599	4,014	3,810	3,579	3,379	3,306	▲ 2.2
	県内(c)	3,579	3,559	3,474	3,484	3,401	3,001	2,919	2,665	2,433	2,308	▲ 5.1
	県内比率(c/b)	76.2	76.7	75.4	75.0	74.0	74.8	76.6	74.5	72.0	69.8	▲ 2.2
	県外(d)	1,117	1,082	1,136	1,163	1,198	1,013	891	914	946	998	5.5
県内ハローワーク 受理求人数 (e)		9,093	8,781	9,310	10,083	9,644	8,006	8,306	8,855	9,351	9,327	▲ 0.3
求人倍率 (e/b)		1.94	1.89	2.02	2.17	2.10	1.99	2.18	2.47	2.77	2.82	0.05
就職内定者数	計 (f)	4,577	4,488	4,477	4,502	4,439	3,844	3,672	3,440	3,258	3,181	▲ 2.4
	うち県内ハローワーク 受理求人への就職(g)	3,469	3,415	3,353	3,345	3,249	2,845	2,793	2,537	2,315	2,187	▲ 5.5
	県内比率(g/f)	75.8	76.1	74.9	74.3	73.2	74.0	76.1	73.8	71.1	68.8	▲ 2.3
	うち県外ハローワーク 受理求人への就職(h)	1,108	1,073	1,124	1,157	1,190	999	879	903	943	994	5.4
就職内定率%	計 (f/b)	97.5	96.7	97.1	96.9	96.5	95.8	96.4	96.1	96.4	96.2	▲ 0.2
	県内(g/c)	96.9	96.0	96.5	96.0	95.5	94.8	95.7	95.2	95.2	94.8	▲ 0.4
	県外(h/d)	99.2	99.2	98.9	99.5	99.3	98.6	98.7	98.8	99.7	99.6	▲ 0.1
未就 内定者 数職	計	119	153	133	145	160	170	138	139	121	125	3.3
	県内	110	144	121	139	152	156	126	128	118	121	2.5
	県外	9	9	12	6	8	14	12	11	3	4	33.3

●福島労働局管内の新規高卒者に係る1月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです

(注1) 「卒業予定者数」…県内の各ハローワークが、管内の高等学校に対し実施した「求職動向調査」の調査結果による

(注2) 「求職者数」…学校又はハローワークの紹介により就職を希望する生徒数(県内就職希望者+県外就職希望者)

(注3) 「就職内定者数」の県内比率(g/f)…県内ハローワーク受理求人への就職比率で、福島県が発表する「県内留保率」とは異なる

別表2

新規高等学校卒業生の地域別求人・求職状況(1月末現在)

会津地域

卒業予定者数(人)	1,805
前年同期比(%)	▲ 6.6
求職者数(人)	448
前年同期比(%)	▲ 1.1
うち県内希望者	272
前年同期比(%)	▲ 4.6
うち県外希望者	176
前年同期比(%)	4.8
求人数(人)	1,179
前年同期比(%)	▲ 0.5
求人倍率(倍)	2.63
前年同期比(P)	0.01
就職内定者数(人)	438
前年同期比(%)	▲ 0.2
うち県内就職者	263
前年同期比(%)	▲ 3.0
うち県外就職者	175
前年同期比(%)	4.2
就職内定率(%)	97.8
前年同期比(P)	0.9
就職未内定者数(人)	10

中通り地域

卒業予定者数(人)	9,572
前年同期比(%)	▲ 0.4
求職者数(人)	2,056
前年同期比(%)	▲ 3.7
うち県内希望者	1,503
前年同期比(%)	▲ 6.1
うち県外希望者	553
前年同期比(%)	3.8
求人数(人)	5,916
前年同期比(%)	0.2
求人倍率(倍)	2.88
前年同期比(P)	0.11
就職内定者数(人)	1,960
前年同期比(%)	▲ 4.6
うち県内就職者	1,409
前年同期比(%)	▲ 7.6
うち県外就職者	551
前年同期比(%)	4.0
就職内定率(%)	95.3
前年同期比(P)	▲ 1.0
就職未内定者数(人)	96

浜通り地域

卒業予定者数(人)	3,475
前年同期比(%)	▲ 0.8
求職者数(人)	802
前年同期比(%)	1.3
うち県内希望者	533
前年同期比(%)	▲ 2.6
うち県外希望者	269
前年同期比(%)	9.8
求人数(人)	2,232
前年同期比(%)	▲ 1.2
求人倍率(倍)	2.78
前年同期比(P)	▲ 0.07
就職内定者数(人)	783
前年同期比(%)	2.5
うち県内就職者	515
前年同期比(%)	▲ 0.8
うち県外就職者	268
前年同期比(%)	9.4
就職内定率(%)	97.6
前年同期比(P)	1.1
就職未内定者数(人)	19

県合計

卒業予定者数(人)	14,852
求職者数(人)	3,306
求人数(人)	9,327
求人倍率(倍)	2.82
就職内定者数(人)	3,181
就職内定率(%)	96.2
就職未内定者数(人)	125

●県内、県外に就職を希望する生徒の就職内定の状況、県内ハローワークで受理した求人の状況などを地域別にまとめたもの

※卒業予定者数…「求職動向調査」での生徒数

※求職者数…県内、県外に就職を希望する生徒数(学校・ハローワークの紹介希望者)

※求人数…県内ハローワークで受理した求人数

※求人倍率…求人数/求職者数

※就職内定者数…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定者数

※就職内定率…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定率

別表3

新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況

厚生労働省福島労働局職業安定部

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
a 求職者数	5.3卒者	3,704	3,684	3,673	3,672	3,593	3,590	3,579	3,583	3,559	3,554	3,548	3,547
	6.3卒者	3,441	3,438	3,430	3,400	3,392	3,388	3,379	3,380	3,370	3,368	3,365	3,365
	7.3卒者	3,356	3,355	3,343	3,325	3,309	3,308	3,306					
	男子	2,007	1,999	2,003	1,995	1,983	1,981	1,983					
	女子	1,349	1,356	1,340	1,330	1,326	1,327	1,323					
	対5.3卒者比(%)	▲ 9.4	▲ 8.9	▲ 9.0	▲ 9.4	▲ 7.9	▲ 7.9	▲ 7.6					
	対6.3卒者比(%)	▲ 2.5	▲ 2.4	▲ 2.5	▲ 2.2	▲ 2.4	▲ 2.4	▲ 2.2					
b 求人数	5.3卒者	8,139	8,425	8,605	8,692	8,763	8,818	8,855	8,884	8,914	8,917	8,917	8,917
	6.3卒者	8,680	8,888	9,046	9,208	9,284	9,340	9,351	9,392	9,402	9,402	9,402	9,402
	7.3卒者	8,661	8,856	9,060	9,142	9,203	9,265	9,327					
	対5.3卒者比(%)	6.4	5.1	5.3	5.2	5.0	5.1	5.3					
	対6.3卒者比(%)	▲ 0.2	▲ 0.4	0.2	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.8	▲ 0.3					
c 求人倍率(倍)	5.3卒者	2.20	2.29	2.34	2.37	2.44	2.46	2.47	2.48	2.50	2.51	2.51	2.51
	6.3卒者	2.52	2.59	2.64	2.71	2.74	2.76	2.77	2.78	2.79	2.79	2.79	2.79
	7.3卒者	2.58	2.64	2.71	2.75	2.78	2.80	2.82					
	対5.3卒者比(ポイント)	0.38	0.35	0.37	0.38	0.34	0.34	0.35					
	対6.3卒者比(ポイント)	0.06	0.05	0.07	0.04	0.04	0.04	0.05					
d 就職内定者数	5.3卒者			2,549	3,064	3,296	3,381	3,440	3,507	3,543	3,545	3,546	3,546
	6.3卒者			2,367	2,939	3,114	3,208	3,258	3,327	3,358	3,361	3,361	3,361
	7.3卒者			2,335	2,872	3,026	3,116	3,181					
	男子			1,441	1,739	1,821	1,875	1,916					
	女子			894	1,133	1,205	1,241	1,265					
	対5.3卒者比(%)			▲ 8.4	▲ 6.3	▲ 8.2	▲ 7.8	▲ 7.5					
	対6.3卒者比(%)			▲ 1.4	▲ 2.3	▲ 2.8	▲ 2.9	▲ 2.4					
e 就職内定率(%)	5.3卒者			69.4	83.4	91.7	94.2	96.1	97.9	99.6	99.7	99.9	99.9
	6.3卒者			69.0	86.4	91.8	94.7	96.4	98.4	99.6	99.8	99.9	99.8
	7.3卒者			69.8	86.4	91.4	94.2	96.2					
	男子			71.9	87.2	91.8	94.6	96.6					
	女子			66.7	85.2	90.9	93.5	95.6					
	対5.3卒者比(ポイント)			0.4	3.0	▲ 0.3	0.0	0.1					
	対6.3卒者比(ポイント)			0.8	0.0	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.2					
f 就職未内定者数	5.3卒者			1,124	608	297	209	139	76	16	9	2	1
	6.3卒者			1,063	461	278	180	121	53	12	7	4	4
	7.3卒者			1,008	453	283	192	125					
	男子			562	256	162	106	67					
	女子			446	197	121	86	58					
	対5.3卒者比(%)			▲ 10.3	▲ 25.5	▲ 4.7	▲ 8.1	▲ 10.1					
	対6.3卒者比(%)			▲ 5.2	▲ 1.7	1.8	6.7	3.3					

●福島労働局管内の新規高卒者に係る各月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです。

(注)「求人数」…県内ハローワーク受理求人数

別表4

新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況（1月末現在）

厚生労働省福島労働局職業安定部

産業別・職業別・規模別		6年度	5年度	対前年同期比(%)	対前年増減数(人)
産業別	A, B 農, 林, 漁業 (01~04)	74	86	▲ 14.0	▲ 12
	C 鉱業、採石業、砂利採取業 (05)	12	15	▲ 20.0	▲ 3
	D 建設業 (06~08)	1,894	1,865	1.6	29
	E 製造業 (09~32)	3,651	3,727	▲ 2.0	▲ 76
	09 食料品製造業	302	334	▲ 9.6	▲ 32
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	19	17	11.8	2
	11 繊維工業	108	92	17.4	16
	12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	88	82	7.3	6
	13 家具・装備品製造業	44	40	10.0	4
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	83	81	2.5	2
	15 印刷・同関連業	41	30	36.7	11
	16 化学工業	185	210	▲ 11.9	▲ 25
	17 石油製品・石炭製品製造業	1	0	-	1
	18 プラスチック製品製造業	191	194	▲ 1.5	▲ 3
	19 ゴム製品製造業	106	149	▲ 28.9	▲ 43
	21 窯業・土石製品製造業	243	212	14.6	31
	22 鉄鋼業	24	32	▲ 25.0	▲ 8
	23 非鉄金属製造業	57	61	▲ 6.6	▲ 4
	24 金属製品製造業	359	362	▲ 0.8	▲ 3
	25 はん用機械器具製造業	247	253	▲ 2.4	▲ 6
	26 生産用機械器具製造業	189	164	15.2	25
	27 業務用機械器具製造業	202	178	13.5	24
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	314	320	▲ 1.9	▲ 6
	29 電気機械器具製造業	291	314	▲ 7.3	▲ 23
	30 情報通信機械器具製造業	132	158	▲ 16.5	▲ 26
	31 輸送用機械器具製造業	335	351	▲ 4.6	▲ 16
	20, 32 その他の製造業	90	93	▲ 3.2	▲ 3
	F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	26	28	▲ 7.1	▲ 2
	G 情報通信業 (37~41)	32	33	▲ 3.0	▲ 1
	H 運輸業, 郵便業 (42~49)	235	243	▲ 3.3	▲ 8
	I 卸売業, 小売業 (50~61)	1,141	1,097	4.0	44
	50~55 卸売業	307	268	14.6	39
	56~61 小売業	834	829	0.6	5
	J 金融業, 保険業 (62~67)	118	95	24.2	23
	K 不動産業, 物品賃貸業 (68~70)	98	92	6.5	6
	L 学術研究, 専門・技術サービス業 (71~74)	126	134	▲ 6.0	▲ 8
M 宿泊業, 飲食サービス業 (75~77)	370	358	3.4	12	
75 宿泊業	182	189	▲ 3.7	▲ 7	
76~77 飲食サービス業	188	169	11.2	19	
N 生活関連サービス業, 娯楽業 (78~80)	229	244	▲ 6.1	▲ 15	
O 教育, 学習支援業 (81, 82)	18	12	50.0	6	
P 医療, 福祉 (83~85)	761	755	0.8	6	
Q 複合サービス業 (86~87)	92	91	1.1	1	
R サービス業 (他に分類されないもの) (88~96)	448	474	▲ 5.5	▲ 26	
S, T 公務・その他 (97~99)	2	2	0.0	0	
合計	9,327	9,351	▲ 0.3	▲ 24	
職業別	A, B 専門的、技術的、管理的職業従事者 (01~24)	871	845	3.1	26
	C 事務従事者 (25~31)	829	726	14.2	103
	D 販売従事者 (32~34)	754	728	3.6	26
	E サービス職業従事者 (35~42)	1,327	1,371	▲ 3.2	▲ 44
	H, I, J, K 技能工、採掘、製造、建築従事者 (49~73)	5,269	5,389	▲ 2.2	▲ 120
	(49~59) 製造・製作従事者	3,599	3,700	▲ 2.7	▲ 101
	(64, 67) 定置・建設機械運転、電気工事従事者	459	464	▲ 1.1	▲ 5
	(65・66・68~73) 採掘・建設・労務従事者	1,144	1,137	0.6	7
	(60~63) その他	67	88	▲ 23.9	▲ 21
	F, G 上記以外の職業従事者 (43~48)	277	292	▲ 5.1	▲ 15
合計	9,327	9,351	▲ 0.3	▲ 24	
規模別	29人以下	3,424	3,401	0.7	23
	30~99人	3,112	3,025	2.9	87
	100~299人	1,663	1,648	0.9	15
	300~499人	306	381	▲ 19.7	▲ 75
	500~999人	395	391	1.0	4
	1,000人以上	427	505	▲ 15.4	▲ 78
合計	9,327	9,351	▲ 0.3	▲ 24	

別表5

新規学校卒業者の安定所別職業紹介状況
(令和7年1月末現在)

【高等学校】

福島労働局職業安定部

	求人数 (県内)			求人件数 (県内)			求職者数									就職内定者数									就職内定率		就職未内定者			県内就職希望率	県内就職率
	7年1月 (人)	前年同月 (人)	増減比 (%)	7年1月 (件)	前年同月 (件)	増減比 (%)	合計			県内			県外			合計			県内			県外			7年1月 (%)	前年同月 (%)	合計 (人)	県内 (人)	県外 (人)		
							7年1月 (人)	前年同月 (人)	増減比 (%)																						
中通り地域計	5,916	5,906	0.2	2,364	2,323	1.8	2,056	2,134	▲ 3.7	1,503	1,601	▲ 6.1	553	533	3.8	1,960	2,055	▲ 4.6	1,409	1,525	▲ 7.6	551	530	4.0	95.3	96.3	96	94	2	73.1	71.9
福島	1,682	1,662	1.2	736	717	2.6	641	664	▲ 3.5	456	505	▲ 9.7	185	159	16.4	612	635	▲ 3.6	428	479	▲ 10.6	184	156	17.9	95.5	95.6	29	28	1	71.1	69.9
二本松	597	629	▲ 5.1	234	238	▲ 1.7	127	132	▲ 3.8	97	105	▲ 7.6	30	27	11.1	126	132	▲ 4.5	96	105	▲ 8.6	30	27	11.1	99.2	100.0	1	1	0	76.4	76.2
郡山	1,995	1,974	1.1	800	778	2.8	679	692	▲ 1.9	485	488	▲ 0.6	194	204	▲ 4.9	623	652	▲ 4.4	430	448	▲ 4.0	193	204	▲ 5.4	91.8	94.2	56	55	1	71.4	69.0
須賀川	644	661	▲ 2.6	267	274	▲ 2.6	337	345	▲ 2.3	268	283	▲ 5.3	69	62	11.3	329	337	▲ 2.4	260	275	▲ 5.5	69	62	11.3	97.6	97.7	8	8	0	79.5	79.0
白河	998	980	1.8	327	316	3.5	272	301	▲ 9.6	197	220	▲ 10.5	75	81	▲ 7.4	270	299	▲ 9.7	195	218	▲ 10.6	75	81	▲ 7.4	99.3	99.3	2	2	0	72.4	72.2
会津地域計	1,179	1,185	▲ 0.5	549	547	0.4	448	453	▲ 1.1	272	285	▲ 4.6	176	168	4.8	438	439	▲ 0.2	263	271	▲ 3.0	175	168	4.2	97.8	96.9	10	9	1	60.7	60.0
会津若松	1,179	1,185	▲ 0.5	549	547	0.4	448	453	▲ 1.1	272	285	▲ 4.6	176	168	4.8	438	439	▲ 0.2	263	271	▲ 3.0	175	168	4.2	97.8	96.9	10	9	1	60.7	60.0
浜通り地域計	2,232	2,260	▲ 1.2	960	993	▲ 3.3	802	792	1.3	533	547	▲ 2.6	269	245	9.8	783	764	2.5	515	519	▲ 0.8	268	245	9.4	97.6	96.5	19	18	1	66.5	65.8
相双	641	629	2.9	267	262	1.9	152	168	▲ 9.5	92	110	▲ 16.4	60	58	3.4	147	161	▲ 8.7	87	103	▲ 15.5	60	58	3.4	96.7	95.8	5	5	0	60.5	59.2
いわき	1,591	1,637	▲ 2.8	693	731	▲ 5.2	650	624	4.2	441	437	0.9	209	187	11.8	636	603	5.5	428	416	2.9	208	187	11.2	97.8	96.6	14	13	1	67.8	67.3
計	9,327	9,351	▲ 0.3	3,873	3,863	0.3	3,306	3,379	▲ 2.2	2,308	2,433	▲ 5.1	998	946	5.5	3,181	3,258	▲ 2.4	2,187	2,315	▲ 5.5	994	943	5.4	96.2	96.4	125	121	4	69.8	68.8

(注) 求人数(県内)及び求人件数(県内)については、各安定所の自管内受理求人数及び求人件数を計上。